

令和7年1月31日

学生各位

山口大学学生支援課

令和7年度前期授業料免除(旧制度・在学生用)の申請について

1. 申請対象者

大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生のうち、以下のいずれかに該当する人を申請対象者とします。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
- (2) 各学期開始6ヶ月前に、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難と認められる学生

※「各学期」とは、前期及び後期を指します。

※各学期開始時点で、留年中または修業年限超過の方は原則申請できません。

ただし、留年又は修業年限超過が特別な事情による場合は、学生支援課学生サービス係(共通教育棟1階9番窓口)までお問い合わせください。

※学業優秀と認められるかどうかの基準は、以下に掲載しています。

山口大学HP>在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き(入学料、授業料、奨学金、証明書等)>入学料・授業料
>授業料の免除>授業料免除(旧制度)の学力基準

2. 申請について

(1) 申請期間 : 令和7年2月7日(金)～令和7年2月20日(木)

(2) 提出場所

◇ 吉田地区・・・学生支援課学生サービス係(共通教育棟1階9番窓口)

電話 083-933-5611

◇ 小串地区・・・医学部学務課教育・学生支援係

電話 0836-22-2099

◇ 常盤地区・・・工学部学務課学生係

電話 0836-85-9011

(3) 申請方法

しおりと、授業料免除学生申込システム操作マニュアルを参考に、WEB入力してください。

<https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/tetsuzuki/nyuugaku-jyugyou-ryou/index.html#jumen-sinsei>

(4) 注意事項

留学等で申請期間中に本人が申請することができない場合、留学等に行く前に学生サービス係にご相談ください。